

随意契約理由書

1 案件名称

小学校用指導書（大阪市立中津小学校 ほか16校分） 買入

2 契約の相手方

株式会社本田盛文堂

3 随意契約理由

検定済教科書に基づき発行される指導書について、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により、大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっている。また大阪市内の各学校への指導書の供給業務については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店のみが行っている。

以上のことから本案件については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店である上記の契約の相手方と特名随意契約を結ぶ。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G8）

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

小学校用指導書（大阪市立長吉小学校 ほか3校分） 買入

2 契約の相手方

有限会社松原文光堂

3 随意契約理由

検定済教科書に基づき発行される指導書について、教科書に準じた取扱として、各教科書発行会社との契約により、大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっている。また大阪市内の各学校への指導書の供給業務については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店のみが行っている。

以上のことから本案件については、大阪教科書株式会社が指定する地域の代理店である上記の契約の相手方と特名随意契約を結ぶ。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G8）

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
(電話番号 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度教員採用第2次選考テスト問題用紙 ほか1点 印刷

2 契約の相手方

株式会社 中島弘文堂印刷所

3 随意契約理由

同テストの問題作成・印刷については、大阪府・大阪市・堺市・豊能地区の採用試験の中核をなす共同業務としている。問題の不備や印刷誤り、出荷時の梱包ミス等が生じると社会的にも大きな影響が出るといった特殊性から、大阪府が主となり、問題作成・印刷にかかる業者選定・契約・発注をしている。

本市においては、大阪府との協議により、本市発注分についても当該業者としか履行できないため、当該業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（電話番号 06-6208-9123）